令和６年第２回五城目町議会定例会議事日程［第４号］

令和６年６月１７日（月）午前１０時００分開議

１　開会（開議）宣告

２　議事日程

日程第　１　総務産業常任委員長報告

日程第　２　教育民生常任委員長報告

日程第　３　議案第３８号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第　４　議員派遣の件について

３　閉会

令和６年五城目町議会６月定例会会議録

令和６年６月１７日午前１０時００分五城目町議会６月定例会を五城目町役場議場に招集された。

１．応招（出席）議員は、次のとおりである。

１番	小　玉　正　範	２番	伊　藤　信　子
３番	中　村　　　司	５番	佐　沢　由佳子
６番	石　川　重　光	７番	松　浦　　　真
８番	工　藤　政　彦	９番	荒　川　　　滋
１０番	椎　名　志　保	１１番	斎　藤　　　晋
１２番	石　井　光　雅	１３番	佐々木　仁　茂
１４番	舘　岡　　　隆		

１．不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

なし

１．地方自治法第１２１条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	渡　邉　彦兵衛	副町長	澤田石　清　樹
教育長	畑　澤　政　信	総務課長	東海林　博　文
まちづくり課長	石　井　忠　大	税務課長	鳥　井　　　隆
会計管理者	石　井　政　幸	議会事務局長	千　田　絢　子
農林振興課長	大　石　芳　勝	商工振興課長	小　玉　洋　史
建設課長	猿　田　弘　巳	学校教育課長	工　藤　晴　樹
生涯学習課長	越　高　博　美	住民生活課長	石　井　　　一
健康福祉課長	舘　岡　裕　美	消防長	佐々木　貴　仁
総務課課長補佐	小　玉　重　巌		

１．会議書記は、次のとおりである。

議会事務局長　千　田　絢　子

１．会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。

午前１０時００分　開議

○議長（石川交三君）　おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数１４名、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本定例会において各常任委員会に付託の各案件について、各委員会における審査の経過と結果について、各委員長より報告を求めます。

報告の順序は、総務産業、教育民生常任委員会の順序に行います。

はじめに、総務産業常任委員長の報告を求めます。工藤委員長

○総務産業常任委員長（工藤政彦君）　おはようございます。

令和６年６月定例会において総務産業常任委員会に付託された付議事件は、関係部分を含む議案７件、関係部分を含む報告４件、陳情１件であります。

これらの審査のため、総務産業常任委員会室において６月１２日午後４時から会議を開いておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

出席委員は７名全員であります。参与には、東海林総務課長、石井まちづくり課長、鳥井税務課長、石井会計管理者、千田議会事務局長、大石農林振興課長、小玉商工振興課長、猿田建設課長はじめ関係職員。書記には、建設課工藤参事、税務課吉岡主任、商工振興課大柳主任を指名し、会議に入りました。

はじめに、議案第２８号、専決処分（第３号）の承認を求めることについて、令和５年度五城目町一般会計補正予算（第９号）の関係部分についてであります。

本案は、令和５年度五城目町一般会計において、災害復旧事業などについて令和５年度から令和６年度の事業を繰り越して実施するため、令和５年度の事業と精算に係る補正、そして繰越明許費の追加などの補正、関係する起債の限度額の補正などを行うため、地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和６年３月２９日付けをもって令和５年度五城目町一般会計補正予算（第９号）について専決処分をしたものであり、議会に報告をし、承認を求められたものであります。

歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ６億８，１７１万９，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８８億６，５４５万３，０００円とするものであります。

繰越明許費補正については、現年災害復旧事業、農地農業用施設、過年災害復旧事業、

農地農業用施設、現年災害復旧事業、林業施設の繰越額が確定したことに伴う追加、県営土地改良事業、公共土木施設災害復旧事業の繰越額が確定したことによる補正となっているとの説明があり、地方債補正については、事業費や繰越額の確定に伴い、起債の算定上、備蓄倉庫建設事業債７２０万円の増、道路橋りょう整備事業債１７０万円の増、農林水産施設災害復旧事業債６５０万円減は精算に伴うもの。公共土木施設災害復旧事業債については、廣徳寺橋の下部工、上部工の整備を令和６年で過年災として実施することになったことから、４億１２０万円と大幅な減額変更となっているとの説明がありました。

歳出予算の主なものとして、災害復旧費、農林水産施設災害復旧費は、令和5年度から6年度に繰り越すための補正で、事業の精算と合わせて４７０万9，０００円を減額したもの、公共土木施設災害復旧費は、令和5年度から6年度に繰り越している予算を全額減額して令和6年度の補正予算に過年災害復旧工事として計上するために事業精算と合わせて6億7，７０１万円減額したものであるとの説明がありました。

委員からは、農地農業用施設災害復旧費、あるいは公共土木施設災害復旧費について、現年災と過年災の工事件数は何件かとの質疑があり、当局からは、公共土木施設災害復旧事業の件数は、過年災令和４年災については河川が２か所、現年災令和５年災については河川が１６か所、道路が３か所、橋１か所の廣徳寺橋工事と合わせて２０か所、農地農業用施設災害復旧工事の件数は、過年災令和４年災が４３か所、現年災令和５年災、これについては７７か所、林道施設災害復旧事業の件数は、過年災令和４年災は１７か所、現年災令和５年災は７か所であるとの答弁でございました。

また、委員からは5月末で田んぼの土砂撤去が終わり、作付けできると当初予定したところの耕作状況は確認できているのかの質疑に対し、当局からは、耕作可能となったところ７０か所の田植えは、全ては終わっていない。雨などの悪天候の状況から、最近、土砂撤去したてのところは少し遅れているところも見受けられるが､ほぼ田植えが終わっているとの答弁でした。

また、委員からは、田植えに間に合わせるため、町外業者から応援いただき、工事をした経緯はあるのかの質疑があり、当局からは、町外業者から協力をいただき、復旧していただいた業者はある。その後に田んぼを耕したり水を入れた時に、水がうまく入らないという状況があった。できる限り施工していただいた業者から対応していただいていたが、その業者の中でも次の現場が多くあり、5月いっぱいまでリミットがある中で

対応しきれない状況があったので、町内業者や他社に入っていただき、手直ししていただいたところである。それにかかる経費については、県の補助をいただく小災害で対応していく形で進めたとの答弁がありました。

議案第２８号、専決処分（第３号）は、全会一致で承認すべきと決しました。

続いて、議案第２９号、専決処分（第４号）の承認を求めることについて、五城目町町税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令が公布され、令和６年４月１日から施行されたことに伴い、当該条例の関係部分の一部改正について専決処分したものであり、議会に報告し、承認を求められたものでございます。

主な改正内容でありますが、１つ目は、定額減税に係るもので、令和６年度分の個人住民税の特別税額控除などに関する規定を新たに加えたものであり、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和６年度分の個人住民税所得割額から納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族１人につき１万円の定額減税を実施するものであります。この改正は、第５条の５、第５条の６、第５条の７の条文に規定しており、なお、第５条の８は令和７年度分の控除に関するものとなっているとの説明がありました。

２つ目は、土地に係る固定資産税の特例に関するものであり、令和６年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置を３年延長したもので、この改正は附則第９条から附則第１３条第２項までの条文に規定しているとの説明でありました。

委員からは、このたびの定額減税の内容をもう少し分かり易く説明願いたいとの質疑があり、当局からは要件を満たす納税義務者の税額から一定額を減税するという制度であり、住民税の所得割のかかっている方の税額からそれぞれ税額が控除されるものだが、所得税に関しては１人３万円、扶養家族のいる方はその人数分が加算される。住民税に関しては、１人１万円、扶養者がいる方はその人数分が加算される。減税の内容だが、所得税に関しては会社から給与をもらっている方は、６月以降に支払われる給与から会社の事務員が計算して引かれることになるということでした。

それから、町県民税に関しては、役場のほうから送付された納付書で１人１万円が引かれている状態になっているので、定額減税はされているとの答弁でありました。

その他、委員からは特に意見もなく、議案第２９号は全会一致で承認すべきものと決しました。

続きまして、議案第３０号、専決処分（第５号）の承認を求めることについてであります。五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令が公布され、令和６年４月１日から施行されたことに伴い、当該条例の関連部分の一部改正について専決処分をしたものであり、報告し、承認を求められたものであります。

改正の内容は、後期高齢者の支援金等、課税額に係る限度額２２万円から２４万円に引き上げるもの、また、低所得者に対する保険税軽減の見直しで、経済動向を踏まえて２割と５割の軽減判定所得を引き上げ、基準を緩和するものである。改正後の五城目町国民健康保険税条例の規定は、令和６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものであると説明がありました。

委員からは特に意見もなく、議案第３０号は全会一致で承認すべきものと決しました。

続いて、議案第３１号、専決処分（第６号）の承認を求めることについて、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律が令和６年４月１日から施行されることに伴い、関係条例の整備に関する条例について専決処分したものであり、報告し、承認を求められたものであります。

改正の内容は、地方自治法の一部を改正する法律により、五城目町監査委員条例と五城目町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の本文において、法律の条項にずれが生じたため、２つの条例の一部を改正したものであり、改正後の地方自治法第２４３条の２の８第３項と第２４３条の２の８第８項は､職員の賠償責任に関する規定となっているとの説明がありました。

委員からは、職員の賠償責任に関する規定についての質疑があり、当局からは、もともと規定はあったもので、職員が現金もしくは有価証券、あるいは物品を無くした瑕疵が問われ、損害を与えたということであれば、それに対し監査委員にその内容について職員に対する損害賠償を求めることができるものであるが、損害の内容がやむを得ない事情であれば、それについては免除もできるといった内容であり、最終的には議会の同意を得るものであるとの答弁でありました。

他には、委員から特に意見もなく、議案第３１号は全会一致で承認すべきものと決しました。

続いて、報告第１号、令和５年度五城目町一般会計繰越明許費繰越計算書の関係部分についてであります。

令和５年度五城目町一般会計補正予算（第８号）第２条及び（第９号）第２条の繰越明許費を令和６年度に繰り越し、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定に基づき、議会に報告されたものであります。

内容は、令和５年度内に工事完成しなかった農地集積加速化基盤整備事業、ため池等整備事業、県営土地改良事業、土木総務費一般県の事業繰越に伴う負担金、道路橋りょう費五城目橋、寺庭橋の２橋の委託費と工事請負費、農地農業用施設災害復旧費現年災害復旧事業、過年災害復旧事業、林道施設現年災害復旧事業費７か所、公共土木施設災害復旧費現年災害復旧事業は、河川１７か所、道路２か所、廣徳寺橋関連の繰り越しとなっているもので、災害復旧費は農林と建設、合わせて９事業の繰越明許費を令和６年度に繰り越したものであります。

委員からは、工事の着工状況を求める質疑があり、当局からは、公共土木災害復旧費のうち、廣徳寺橋は現在着工しており、河川災害についても順次発注しております。地方道路整備交付金事業については、五城目橋は完成検査を終えている。寺庭橋については、予算内での施工だが、架設費が大幅にかかり増しをしているとのことで、上部工から着手するのか下部工から着手するのかを本工事に予算を向けるために検討中との答弁がありました。農業災害については、３５か所契約完了しており、３か所については契約を終えていないとの答弁がありました。

他には特に意見もなく、報告第１号は全会一致で報告済みと決しました。

報告第２号、令和５年度五城目町一般会計事故繰越し繰越計算書についてであります。

本案は、令和５年度五城目町一般会計予算を令和６年度へ繰り越して施行する事故繰越しについて、地方自治法施行令第１５０条第３項の規定に基づき、繰り越した予算を報告されたものであります。

林道施設災害復旧費、公共土木災害復旧費、ともに令和５年７月の大雨災害による工事の遅れのため、事故繰越ししたものである説明がありました。

委員からは特に意見もなく、報告第２号は、全会一致で報告済みと決しました。

続きまして、報告第３号、令和５年度五城目町水道事業会計繰越計算書についてであ

ります。

本案は、令和５年度五城目町水道事業会計予算が繰越計算書のとおり令和６年度へ繰り越したもので、地方公営企業法第２６条第３項の規定に基づき報告されたものでございます。

主な内容は、五城目浄水場高圧受変電設備修繕であり、昨年の大雨による高圧受変電設備が浸水したことにより、修繕を行ったものである。繰り越しの理由は、製品制作に時間が要したことによるとの説明がありました。

委員からは、製品とはどういうものなのかとの質疑があり、当局からは、大きいものでは変圧器ですが、これら制作に時間を要したとの答弁がありました。

他には特に意見もなく、報告第３号は全会一致で報告済みと決しました。

続きまして、報告第４号、令和５年度五城目町下水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

本案は、令和５年度五城目町下水道事業会計予算において、繰越計算書のとおり令和６年度に繰り越したもので、地方公営企業法第２６条第３項の規定に基づき報告されたものです。

主な内容は、流域下水道建設費負担金の繰り越しの理由は、国の令和５年度当初予算の減額及び補正予算に対応したことにより、１５９万３，０００円を繰り越すものである。また、内水浸水対策事業、これは内水浸水想定区域図策定用務であり、同じく昨年の大雨を受け、国の令和５年度補正予算に対応したことによる事業期間が令和６年度に延びたことから、１，４１０万２，０００円を繰り越したものであると説明がありました。

特に意見もなく、報告第４号は全会一致で報告済みと決しました。

続いて、議案第３３号、令和６年度五城目町一般会計補正予算（第１号）の当委員会関係部分であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８億３，６６１万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７０億７，３６１万９，０００円とするものです。

地方債補正については、橋りょう長寿命化事業について、恋地大橋を優先して実施するため、起債額を整理したことによる道路整備事業債の５２０万円の減額、令和５年７月の大雨災害の災害復旧事業のうち、国庫負担が令和６年度負担金で交付されることに

なったため、これにあわせて農林水産施設災害復旧事業債２６７万円、過年公共土木施設災害復旧事業債４，３５０万円を増額する補正となっているものでございます。

補正予算の主なものは、財政調整基金繰入金は歳出に見合う財源として財政調整基金から繰り入れするものである。

コミュニティ事業交付金は、上高崎町内会のコミュニティ事業決定による補正事業であるとのことです。

委員からは、補助金の内容の質疑があり、当局から、本来２５０万円が上限であるが、テント、除雪機、エアコン、ストーブ、冷蔵庫、扇風機、折りたたみ椅子の申請があったもので、補助額は２２０万円であるとの答弁がありました。

地域活性化支援センター工事請負費は、センター敷地内の道路舗装補修工事とキュービクル式高圧受電施設の修繕工事を行うための補正であるということでした。

委員からは、道路補修の範囲はどこまでかとの質疑に対し、当局からは、県道沿いの入口からおよそ９ｍの範囲を舗装補修するもので、駐車場の補修は実施しないとの答弁がありました。

続きまして、定額減税調整給付金等事業費は、国の定額減税の実施に伴い、減税しきれない額を調整給付金等として給付するための補正であります。

委員からは、定額減税調整等給付金５，６００万円の予算計上の内訳の質疑があり、当局からは、あくまでも定額減税調整等給付金は、令和６年の所得をもって最終決定されているものであるが、所得税に関しては令和５年の申告の内容をもとにして算出した人数と金額になっており、所得税の減税しきれないと思われる方が約１，３００人、そして、その方の支給となる金額が５，１２０万円、住民税の引ききれないと思われる方が３００人で金額が４８０万円であるとの答弁がありました。

また、委員からは、会計年度任用職員の時限的な採用であると見受けられるが、災害対策など突然の業務や定額減税調整等給付金のように、国の施策が下りてきた場合など、担当課は多忙を極めていると思う。会計年度任用職員だけで補うことができているのかの質疑があり、当局からは、町長の行政報告にもありましたが、定数内職員数は１３５名から４名減の１３１人である。不足になっている部分を会計年度任用職員で賄っているのは実情である。今年度策定する行革の推進、プランニングや機構改革も含めて検討してまいりたいとの答弁がありました。

新たな非課税世帯等給付金事業は、令和６年６月３日時点で五城目町の住民登録のあ

る世帯のうち、令和６年度から新たな住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ世帯となる世帯に対する１０万円給付金事業と、その世帯に住む１８歳以下の子ども１人につき５万円の給付金事業を執行するための経費を計上しているとの説明がありました。

委員からは、何世帯分の予算措置をしているのかとの質疑があり、当局からは、住民税非課税世帯に１０万円分を１００世帯、住民税均等割のみ世帯も１０万円を１００世帯、両世帯の中で１８歳以下の子どもがいる場合に５万円を１００世帯を見込んでいるものである。また、令和５年度に７万円、１０万円が給付された世帯が、あわせて１，５００世帯から１，６００世帯であり、既に給付を受けている世帯は、新たな非課税世帯等給付金事業の該当にはならないとの答弁がありました。

住宅管理運営費は、４月・５月で発生した住宅の修繕により、予算不足となる修繕料の増額補正であります。

委員からは、公営住宅払い下げ等についての質疑があり、当局からは、矢場崎住宅の供用年数は３７年である。目標使用年数は４０年である。公営住宅の払い下げという概念はもともとなく、過去に岩城町町営住宅、館町町営住宅の払い下げは終わっているが、岩城町住宅に関していうと町営住宅で国庫が入っていない。館町町営住宅については、町道岩野高崎線の新設工事に伴い、用途廃止して払い下げ等を行っていると。国費が入っている場合は用途廃止手続きは様々な手続きを踏まないと国からの許可はいただけないとの答弁がありました。

公共土木施設災害復旧費は、廣徳寺橋の変更協議のために東京までの旅費２名６回分の旅費と調査設計等委託料、工事請負費を繰越予算からの置き換えによる補正であります。

委員からは、変更協議のために東京出張には何か基準があるのかとの質疑があり、当局からは、廣徳寺橋においては災害査定時において８億円を超える決定額をいただいている。災害復旧事業において４億円を超える事業については、国との協議が義務付けられているもので、今後、変更契約があるが、その変更内容についても国交省と協議をし、了解を得る必要があるとの答弁がありました。

その他に委員からは、廣徳寺橋の現在の状況を確認する質疑があり、当局からは１０月３１日まで橋脚の取り壊しと橋桁の撤去を施工している。この後は、左右岸にある橋台の取り壊しと新設が行われるとの答弁がありました。

続いて議案第３６号、令和６年度五城目町水道事業会計補正予算（第１号）について

であります。

収益的支出では、原水及び浄水費では、高圧洗浄機などの購入、アクセレーターの排泥処理業務委託料、浄水場の外の照明灯と中の照明灯の修繕であると。排水及び給水費については、作業用トラック購入に係る手数料、保険料、公課費などであり、１６４万４，０００円を補正するものであります。よって、当年度純損失は６，５６１万６，０００円の赤字となる見込みであるとの説明がありました。

委員からは、赤字解消のために何をするのかとの質疑があり、当局からは、水道ビジョンや経営戦略、あるいは料金改定についてのコンサルをもらいながら今後の方針を決めていくとの答弁がありました。

他には特に意見もなく、議案第３６号は全会一致で可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第３７号、令和６年度五城目町下水道事業会計補正予算（第１号）についてであります。

収益的収入及び支出の補正では、営業費用支払い規則に充てるため、資本費平準化債１，６００万円を借り入れる予定を５８０万円に改めるというものであり、補正額が１，０１０万円の減額となるとの説明がありました。

資本的収入及び支出の補正では、企業債、資本費平準化債、地方債の省令が改正されたことにより、対象が拡充され、３，２２０万円の増額となっております。補正後の借り入れ限度額は１億１０万円となるとの説明がありました。

委員からは、下水道の接続率を問う質疑があり、当局からは、令和５年度末で約８３％であるとの答弁がありました。

他には特に意見もなく、議案第３７号は全会一致で可決すべきものと決しております。

ここから陳情でございます。

当委員会に付託された陳情は１件であります。

陳情受理番号第５号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情であります。

陳情の趣旨は、地方公共団体には急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、ＤＸ化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は

日々深刻化しています。

政府は、これまで「骨太方針２０２１」に基づき、２０２１年度の地方一般財源水準を２０２４年度まで確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要または不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、２０２５年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一歩踏み出し、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政の実現を求める意見書の提出を求められたものであります。

委員からは、特に反対意見もなく、願意を了承し、陳情受理番号第５号は全会一致で採択すべきものと決しております。

以上、今定例会において総務産業常任委員会に付託された付議事件の審査の経過と結果について報告といたします。

〇議長（石川交三君）　委員長報告に対する質疑を許します。９番荒川議員

〇９番（荒川滋君）　大変お疲れさまでした。

議案第３３号の関係部分についてでありますけども、今、委員長報告の中では、可否の結果の説明がありませんでした。可決すべきものと決したのだとは思いますけども、その辺の確認をしたいと思います。

〇議長（石川交三君）　工藤委員長

〇総務産業常任委員長（工藤政彦君）　可否の細かな説明はありませんでしたけれども、職員が、あの・・・

（「可決したかしないか」の声あり）

〇総務産業常任委員長（工藤政彦君）　あ、そんなとこ・・・ああ、ほんと、ごめんなさい、抜けていた。すいません。原案どおり可決しております。すいませんでした。全会一致で、原案どおり可決しておりますので、よろしくお願いいたします。

〇議長（石川交三君）　ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

〇議長（石川交三君）　委員長報告に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。総務産業常任委員会に付託の議案第２８号関係部分、報告第１号関係部分、議案第３３号関係部分を除く各案件については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君）　異議ないものと認めます。よって、議案第２９号、議案第３０号、議案第３１号は原案承認と決します。報告第２号、報告第３号、報告第４号は報告済みと決します。議案第３６号、議案第３７号は原案可決と決します。陳情第５号は採択と決します。

次に、委員会提出議案第２号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君）　異議ないものと認めます。

委員会提出議案第２号、地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。工藤委員長

○総務産業常任委員長（工藤政彦君）　委員会提出議案第２号、地方財政の充実・強化を求める意見書について、提案理由を申し上げます。

地方公共団体には、極めて多岐にわたり新たな役割が求められており、加えて自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足している。政府は、「骨太方針２０２１」に基づき、２０２１年度の地方一般財源水準を２０２４年度まで確保することとしてきたが、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後は、より積極的に財源確保が求められる。地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一歩踏み出し、賃上基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現することを求めるものであります。

意見書（案）と提出先は、資料に添付してありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石川交三君）　本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君）　本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君）　異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第２号は可決

と決します。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。松浦委員長

○教育民生常任委員長（松浦真君）　令和６年６月定例会、教育民生常任委員長報告を行います。

令和６年６月定例会において教育民生常任委員会に付託されました付議事件は、関係部分を含む６件であります。

これらの審査のため、６月１３日午前１０時より教育民生常任委員会室において会議を開いておりますので、その経過と結果について報告いたします。

出席委員は７名全員であります。参与には畑澤教育長、工藤学校教育課長、越高生涯学習課長、石井一住民生活課長、舘岡健康福祉課長、佐々木消防長はじめ関係職員、書記には生涯学習課本間主事、住民生活課畠山主査、健康福祉課鈴木主事、消防本部伊藤消防士長をそれぞれ指名し、会議に入っております。

はじめに、議案第２８号、専決処分（第３号）、令和５年度五城目町一般会計補正予算（第９号）の承認を求めることについてであります。

本案は、令和５年度五城目町一般会計において、災害復旧事業などの繰越額が確定したため、地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和６年３月２９日付けをもって補正予算の専決処分をしたものであり、報告し承認を求められたものであります。

具体的には、備蓄倉庫建設事業費７２０万円の補正を行うもので、繰越額の確定によるものであります。

委員からは特に質疑もなく、議案第２８号については全会一致で承認すべきものと決しております。

次に、議案第３２号、専決処分（第７号）の承認を求めることについてであります。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準などの一部を改正する省令が令和６年１月２５日に公布されたことに伴い、関係する４つの条例の一部改正について専決処分したものであり、報告し承認を求められたものであります。

主な改正内容については、指定地域密着型サービスの管理者を兼務することができる医療所などの範囲を明確化したこと、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が身体的拘束などの適正化のための措置を受けたことなどです。

委員からは、本条例の改正には福祉施設受け入れ人数の緩和措置がある。全国的に福祉ニーズが増えているという話を聞いたが、五城目町の現状など、この条例を改正しな

いと福祉事業所の受け入れがなかなか厳しいという状態であるということかとの質疑があり、当局からは、当町の介護福祉の状況について影響はないと聞いておりますと答弁がありました。

別の委員からは、条例内の文言が変わっている部分がある。「しなければ」とあるのを「するよう、努めなければ」と表記が変わっている部分があり、後退したような印象を受ける。どういう意味なのかと質疑があり、当局からは、施設が運用しやすいように、あまり縛りをつけないで運用をすることであると受け止めておりますと答弁がありました。

議案第３２号は全会一致で承認すべきものと決しております。

次に、報告第１号関係部分、令和５年度五城目町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本案は、令和５年度五城目町一般会計予算を令和６年度へ繰り越して施行するため、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定に基づき、繰り越した予算の計算書を報告するものです。

一般廃棄物埋立処分場管理運営費は、次年度への繰越額は３，４３２万円です。処理棟の電気系統にかかった部品について、半導体等を使用した製品の納入の遅れに伴い、令和６年度に繰り越すものであり、工事の契約期限は令和７年２月２８日に延長しております。

報告第１号関係部分は、特に意見・質疑もなく、報告済みと決しております。

次に、議案第３３号関係部分、令和６年度五城目町一般会計補正予算（第１号）についてであります。

歳入では、国補助金の額確定による補正、コミュニティ事業の助成金、県の補助金、歳出では、国・県からの支出金による補正、施設の改修に係る補正などであります。

住民生活課関係について、窓口に会計年度任用職員を配置するための増額補正、負担金９万６，０００円は、旧戸籍システムの処分に係る電算共同組合への負担金の増額補正です。

続きまして、防災対策費業務処理等委託料５７２万円は、新規防災計画の改訂支援業務を委託するため、係る経費を増額補正しています。

委員からは、防災計画の見直し５７２万円の業務処理等委託料について、防災会議も連携しながら作成されるとのことだが、一般質問の中で、議員からもその防災計画を早

めに提示して欲しいという質疑も多くあった。町民の声を拾って欲しいという話もあったので、もう少し詳しく教えていただきたいと質疑があり、当局からは、スケジュールについては、８月に防災計画の方針を作成、１２月には防災計画素案作成と２月には防災計画の草案の作成をする予定となっている。同時に、パブリックコメントを開催予定としている。同じく防災会議についても、８月・１２月・２月の３回、業者から上がってきた計画書類を防災会議に諮って、承認していただくような形で行うと答弁がありました。

別の委員からは、この防災会議は町民が参加できるわけでなく、庁舎内で行われるものかと質疑があり、当局からは、防災会議は３４名以内となっており、会長は町長、あとは指定行政機関、秋田県の知事部門、警察職員、教育委員会などとなっていると答弁がありました。

委員からは、引き続き今より現実的な防災計画になっていくということだと思うが、その防災会議の内容も次の９月議会で報告されると考えてよいのかと質疑があり、当局から、その都度報告できればと考えていると答弁がありました。

消防本部関係について、委員からは、今回は高樋の消防消舎を緊急的に解体するが、昨日の一般質問の中でも、公共施設等管理計画の中で、これから施設の床面積を減らす計画があると言われている。今後の予定で、既に撤去や縮小の計画に乗っている拠点はあるのかと質疑があり、当局からは、個別の消舎の状態検証は終わっているが、年次計画に落とす作業がまだできていない状況なので、今それに取り組み始めたところと答弁がありました。

学校教育課関係について、委員からは、中学校に備え付けのＡＥＤ、今まで校舎のほうにあったと思うが、その学校の閉校時の部活動などで体育館が使われるために必要だということで設置される。では、小学校はどうなっているのかとの質疑があり、当局からは、小学校は校舎部分、玄関、体育館の入口付近、ワークル、各施設のほうに１つということで、セキュリティなどで管理区切られた区画に関して１個ずつという形で設置されていますと答弁がありました。

また、今回退任されるＡＬＴの方について、町民との交流について委員から質疑があり、当局からは、ＡＬＴの先生の性格にもよるが、過去には天翔太鼓を叩いてくれたりなど、町と様々な関わりを持つ人もいた。今後も積極的に働きかけを行っていきたいと答弁がありました。

生涯学習課関係について、雀舘運動公園管理費１６８万４，０００円の補正は、会計年度任用職員採用に伴う職員報酬手当、旅費などの経費として計上されております。

委員から、雀舘エリアの草刈りとして、運動公園の管理費、今回、会計年度任用職員を充てるが、雀舘公園エリアのこれからの運営方針はと質疑があり、当局からは、計画的に進めている。木々も大分明るくなっている状況。小学校の学習活動の一環として、引き続き利用しやすい環境を整えていきたい。今年は桜もきれいに咲いたので、かつての公園復活に向けて進めていると答弁がありました。

別の委員から、雀舘運動公園は、いつかはまたあの頃の桜の花のメッカにしたいという状況になればという気持ちがあるが、植樹はどうなっているのかと質疑があり、当局から、植樹は数年前から止めている。植える場所自体が限られており、現在、植えられた木々が狭い間隔で植えられている。その苗を移設するか、それとも伐採するかという判断も必要な状況になっている。少しずつ空間が空けられるようにしたいと考えている。利用状況としては、今年の春に雀舘運動公園を小学生が授業の中で利用する場面がありました。そこに花見に来た老夫婦が一緒になる場面があった。雀舘公園内でシートを敷いて花見の時期にお茶を飲んだりするという場面も生まれてきており、だんだん利用はされている状況と答弁がありました。

また、委員から、部活動の地域移行に関わる予算の置き替えについて質疑があり、当局から、令和６年度当初予算で決まったものであるが、実際に謝礼金を執行するにあたり様々協議したところ、同じことを何回も行わなくてはいけない。関係者にも大変な業務を行っていかなくてはいけないということが判明した。そうであれば、部活動後援会で毎年指導者の方に謝礼金を払っているという実績があるので、部活動の移行に伴う謝礼金も支払ってもらったほうが、保護者並びに指導者に迷惑をかけることなく執行できるのでないかということで補助金に移した。併せて、部活動の移行に伴い、生徒、指導者に対して保険料の補助をしていると答弁がありました。

別の委員から、部活動の補助についても質疑があり、当局から、部活動、中学校、スポ少の地域移行で、スポ少については全国大会に行くと町から１万円の奨励金が出ます。どこの団体に通っていても全国大会へ出場した場合は、大人もそうですが、１万円が奨励金として支出されます。野球の混合チームで東北大会に出た場合も、通常の部活動への支援体制ということで、旅費などは宿泊費も含めて出しています。この後、部活動が地域移行になっていくと、様々な広域的な活動になっていく。例えばバドミントンであ

れば、五城目町から八郎潟のクラブチームに入っている。南秋地域の教育長が送迎をどうするのかも含めて年に数回協議をしていると答弁がありました。

健康福祉課関係について、保健介護支援センター施設管理費委託料の８万３，０００円の補正は、敷地内の枯れ木６本の伐採に伴う作業委託料、予防接種委託料１，１４５万３，０００円の補正は、コロナワクチン定期接種に係る経費で、約１，０００人分を計上しています。

委員から、コロナワクチンの定期接種というのは実際幾らか。全額補助じゃなくて一部補助なのかと質疑があり、当局から、コロナワクチンは臨時接種の際は全額無料で実施していたが、今年秋から予定しているコロナワクチン接種では一部自己負担をお願いする。ワクチン接種費が１回７，０００円を想定している。実際は、医療機関で多少のばらつきはあるが、町では３，０００円の部分補助を予定していますので、自己負担分は約４，０００円ほどになると答弁がありました。

議案第３３号は全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第３４号、令和６年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてであります。

これはマイナンバーカードと保険証の一体化に関わる業務で、マイナンバーと保険証のデジタル化に関わるチラシ作成などを行う業務です。

委員からは、障がいなどを持っており動けない高齢者が、マイナンバーカードと保険証をひもづけしていない場合はどうなるのか、証明書を別に発行するとあるが、どうやってその証明書を動けない高齢者に付加するのかと質疑があり、当局からは、今年の１２月２日から現在の保険証の発行は行われなくなる。保険証は、今年の１０月から１年間有効ですので、その有効期間までは利用できるという形で、それ以降はもう発行はしないということになる。その期限の前にマイナンバーカードにひもづけされていない方については、資格確認書という保険証に代わるものをもれなく手元に届くように送付する。介護事業の関係で見回りにくる人や地域の民生委員が資格証明書を用いて通院などの手伝いや支援をしていけるのではと考えていると答弁がありました。

別の委員からは、マイナンバーカードと保険証のひもづけ状況について質疑があり、当局からは、国保は３月時点でマイナンバーカードと保険証がひもづけされているのは６４％、国保の加入者が１，６９９名、ひもづけされているのが１，０９１名、ただし、医療機関をマイナンバー保険証で実際に利用している利用率については８．５％と答弁

がありました。

委員からは、マイナンバーカードと保険証のひもづけに伴い、施設において認知症の方などマイナンバーカード取得が困難な方などが、今後、制度を利用しづらくなるなど既に混乱が起きている。一人ひとりに応じた対応が今後も求められるとの指摘もありました。

他には特に意見もなく、議案第３４号は全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第３５号、令和６年度五城目町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてであります。

委員からは、実際に郵便物の値段が上がるのが１０月からだと思うが、この特定記録郵便の補正予算とは関係あるのかと質疑があり、当局からは、個人とひもづけされたマイナンバーカードの発送に伴うもので、特定記録郵便が必要なためであり、１０月からの値上げ分は既に当初予算で計上済みと答弁がありました。

別の委員からは、後期高齢の人数について、また、人数がこれからどういうふうに推移していくという予想は立てているのかと質疑があり、当局からは、後期高齢者の被保険者数は6月１日現在で２，３３５人になる。これからの推移として、ここ数年、国保から移行する方、団塊の世代の方が２年前ほどから後期高齢者に移行するので、年間約１００名から１１０名が移行している。その分、国保の加入者は減っているということになる。団塊世代の方で、今年もまた後期高齢に移行する方々が、おそらく同じくらいの人数、１００名ほどは移行していくと思われる。その団塊の世代の方が移行するのが今年で最後になると思われるので、その後は後期高齢の移行や率の上昇は多くないのではと推測していると答弁がありました。

議案第３５号は全会一致で可決すべきものと決しております。

以上で令和６年６月定例会において教育民生常任委員会に付託されました付議事件の審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（石川交三君）　委員長報告に対する質疑を許します。１４番

○１４番（舘岡隆君）　非常に難しい審査、まことにご苦労様でした。委員長報告も、なかなかよかったんじゃないかなと思っております。

先月５月２７日でしたか、全員協議会。全員協議会で保健福祉についての説明というか報告がございました。１つは、国保の運用状況について、また一つは、こども計画についてであったわけですけれども、今回それらが委員会で何かしら、これもしかしたら

議案に直接関係なくて、説明の義務がなかったと、こういえばなるかもしれませんが、あえて少しでも話あって、これについて松浦委員長が非常に全員協議会で４つ、５つぐらい課長に質問されておりましたが、ですからそれらが今回の委員会の中で、もしかして委員長の中にそれらが反映されて、それらが少し話題になったのか、話し合いがあったのか、それら説明をお願いしたいと思います。

〇議長（石川交三君）　松浦委員長

〇教育民生常任委員長（松浦真君）　教育民生常任委員会の中で議案の審査の中では行われませんでしたが､所管事項の中で今いただきましたこども基本計画や今後のスケジュールなどについては、各委員から議論が行われ、当局とやり取りを行いました。

以上です。

〇議長（石川交三君）　ほかに。１４番

〇１４番（舘岡隆君）　今、議論行われたというだけでございましたが、何かしら前へ向かっていくような話されたのか、計画についてどういうふうになったのかということだけは聞きたかったわけですけども、残念ながらその答弁がなかったんですけれども、それともう一つ、この前の１２日の議案上程の際も舘岡隆のハイラボについての３，８００万円についても議案上程の際、定例議会であるから議案でなくても発言できるわけでございますが、それらについて何か委員会でかなりある意味、これは削除するべきだというような話があったような話を漏れ聞いておりますが、委員長としてそれらのことがあったとすれば、これ大変なことで、今、まさに世界で今、戦争を起こしているのが大変な独裁プーチンにしても、戦争状態にいつでもなれるのが北朝鮮、中国、極めて危険な状態であります。そのような状態のある意味、何というか言論の封鎖をして、はたしてそれでいいのかどうか。私の議案上程の際の発言を削除するという言葉が出たというのは、どこから出てきたのかそれ定かでないんですけれども、そんな状態はたして許されるのかどうか、委員長の考えというか、それらあったのかなかったか伺っておきたいと思います。

〇議長（石川交三君）　松浦委員長

〇教育民生常任委員長（松浦真君）　教育民生常任委員会で、そのような議論はされておりません。

（「質疑なし」の声あり）

〇議長（石川交三君）　委員長報告に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。教育民生常任委員会に付託の議案第２８号関係部分、報告第１号関係部分、議案第３３号関係部分を除く各案件については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君）　異議ないものと認めます。よって、議案第３２号は原案承認、議案第３４号、議案第３５号は原案可決と決します。

次に、議案第２８号、専決処分（第３号）の承認を求めることについて、令和５年度五城目町一般会計補正予算（第９号）を議題といたします。

各委員長の報告は原案承認です。議案第２８号については、この際、討論省略の上、各委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君）　異議ないものと認めます。よって、議案第２８号は原案承認と決します。

次に、報告第１号、令和５年度五城目町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

各委員長の報告は報告済みです。報告第１号については、この際、討論省略の上、各委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君）　異議ないものと認めます。よって、報告第１号は報告済みと決します。

次に、議案第３３号、令和６年度五城目町一般会計補正予算（第１号）を議題といたします。

各委員長の報告は原案可決です。議案第３３号については、この際、討論省略の上、各委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君）　異議ないものと認めます。よって、議案第３３号は原案可決と決します。

次に、議案第３８号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

議案配付のため、暫時休憩します。

午前１１時０７分　休憩

………

午前１１時０８分　再開

○議長（石川交三君）　再開いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。渡邉町長

○町長（渡邉彦兵衛君）　議案第３８号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本町の人権擁護委員５名のうち、小玉久俊氏が令和６年４月３０日をもって退任したことに伴い、新たに宮城正人氏を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

宮城氏のこれまでの経歴、お人柄などから、真に適任と思われますので、よろしくお願いいたします。

なお、経歴につきましては、お手元の議案に添付してありますので、重ねてよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（石川交三君）　本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君）　本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

（「質問」の声あり）

○議長（石川交三君）　１４番

○１４番（舘岡隆君）　この人選は間違いないようですけれども、先ほど町長からも壇上から説明ございましたが、この擁護委員何人いらっしゃいますか。５人と言いましたでしょうか。そこちょっとはっきりしていただきたいと思います。

○議長（石川交三君）　渡邉町長

○町長（渡邉彦兵衛君）　先ほど申し上げましたが、５名でございます。

以上でございます。

○議長（石川交三君）　お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君）　異議ないものと認めます。よって、議案第３８号については同意することに決定いたします。

次に、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣については、地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１１５条の規定により、議会の議決で決定する必要があります。

お諮りいたします。議員派遣の件について、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君）　異議ないものと認めます。よって、議員派遣の件については決定いたします。

お諮りいたします。ただいま決定いたしました議員派遣の内容に今後変更を要する場合は、その取り扱いを議長に一任いただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君）　異議ないものと認めます。よって、議員派遣の内容に変更を要する場合の取り扱いは、議長に一任されました。

次に、議会運営委員長より、次の議会の会期日程等に関する審査等のため、五城目町議会会議規則第７１条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君）　異議ないものと認めます。よって、次の議会の会期日程等に関する審査等のため、閉会中の継続審査とすることに決定いたします。

以上で、本日の会議は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和６年第２回五城目町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労様でした。

午前１１時１２分　閉会

会　議　録　署　名　議　員

議　　　長

議　　　員

議　　　員